条

職 員 \mathcal{O} 退 職 手 当 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} を改 正 する 条 例 をここ に 公 布 す る

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十三号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

ように改正する 員 \mathcal{O} 退職手当 に 関 でする条 例 昭 和三十 八 年埼 玉 一県条例 第 八 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O}

号を加え 十三条第十 項 中 -第三号 を 第 兀 号とし、 第二号 を第三号 لح 第 __ 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O}

そ \mathcal{O} 者 が 次 \mathcal{O} 11 ず れ カゝ に 該 当 す る 場

イ 規定す 相 が 和二十二年 適 当 当 定退 する者とし で る指導基 あると 職者 法 律 で 認め 準 第 て あ · に 照 百 知 0 たも 四十 て、 事 が 5 一 号) \mathcal{O} L 定 雇 て再就 \Diamond 用 る 保 険法 第 者 兀 職 \mathcal{O} 第二十 条第 を い 促進す ず 兀 れ 項 兀 カュ る に に 条 た 0 規定 該 \otimes 当 す Ļ に 第 る職 必 __ 要 項 か 業 各 な つ、 指 職 号 導を行 業安定 12 知 事が 掲 げ う 法 同 こと 項に 者 (昭

口 当す 就 定 す 準 雇 職 る る 用 が 職 照 保 木 業指導 険 5 難 な L 法第二十二条第二項 者 7 7 を 再 知 で 就 事 行 あ うことが 職 が 0 を促 定め て、 進する る者に 同 適 法第二十 当 で ため 該 規 あ 当 定 兀 す Ļ る に と認 条 必要な職 る の二第 カゝ 厚 つ、 \otimes 生 た 労 業安 ŧ 働 知 項 事 省 \mathcal{O} 定法 第二 が 令 同 で 号 定 第 項 兀 に に 8 条第四 規定 掲 る げ 理 す る 由 る 者 項 に 指 に 相 規 1)

職 業 四条第 紹介 十三条 事業者 第 項 +の に規定す 項 に 第 改 五. うる特定 号中 める 地 公 方 共 職 公 業安定 共 寸 体 若 所 \mathcal{O} \sqsubseteq は を 同 \neg 法 公 第十 共 職 八 業 安 条 定 \mathcal{O} <u>ー</u>に 所、 規 職 定 業 安 す る 定

附則に次の一項を加える。

45

生 \mathcal{O} \mathcal{O} が 同 労働 兀 項第二号に は 成 三十四 に に 省 五. 口 合で 規 9 項 定 11 定め ては す 掲 定 年三月三十 る指 げ 退 る者 職 定 る 同 項第二 法 す 導 理 同 者 に相 項中 第 基 由 で る 12 あ 二十二条第二項 職 準 _ 業指 当す 号 中 より 0 に 日 「第二十 照 以 て 導 前 る者とし 就 5 を 職 雇 L 口 に 用 行 て再 が 八 退 保 うこ 木 条ま 雇 職 Ê 就 て 難 用 険 L 知事 な者 で」 法 規 と 職 保 た 附 定 が を促 険 職 適当 が す 法 則 で と 員 第五 進す 定め あ 第二十二条第二 る あ に 厚 で る 9 対 条 第 て、 生 る あ る \mathcal{O} す 一労働省 た は る 者 る 8 لح に 同 第十三条 「第二十 項 認 に 該 法 第二十 令 当 に \otimes 必 見規定す 項に で た 要 定 £ な 八 第 規定す \emptyset 職 四条 条ま カゝ + \mathcal{O} 業安 á る つ、 項 0 地 لح で \mathcal{O} 由 定 域 あ る 及 規 知 法 定 び

に て うこ 照 再 す 居 1) 5 就 る 住 職 L 者 が 7 を が 再 促 適 カュ 木 進す 当 就 て 難 9 職 で 知 な る 事 あ を 知 た が る 促 事 で \aleph 定 進 が と 認 す に \emptyset 同 0 必 \emptyset る る 法 要 者 第 た た 二十 な に t 8 に 職 該 法 \mathcal{O} 業安定 第二十 必要 当 四条 7 な に \mathcal{O} 職業 法 掲 兀 カコ げ 第 0 第 安定法 兀 る者を除 \mathcal{O} 項に 二第 条第 知 事 第 兀 規 が 四条 項 項 同 定 項 に す 第 る 規 に 規 指 号 兀 定 項 す 定 導 12 る す 基 規 職 る 潍 げ 定 業 指 に る す 指 導 照 導 基 る 5 淮

業指導を行うことが適当であると認めたもの

とする

附則

ļ

行

期

日

等

- 1 定及 \mathcal{O} び 条 附 例 は 則 第 兀 項 布 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 日 定 カュ は 5 施 平 行 成三十 す る。 年 た だ -- 月 日 カコ 5 三条第十 施 行 す る。 項 五. 号 \mathcal{O} 改 正
- 2 二十九 1 $\sum_{}$ て \mathcal{O} 条 年 新条 兀 例 月 に 例 よる __ 日 改 カゝ لح b V 正 う。 後 適用 \mathcal{O} $\overline{}$ 職 す る 第十三条第 員 \mathcal{O} 退 職 手 +当 項 に 及 関 す び 附 る 条 則 例 第 兀 次 + 五. 項 項 及 \mathcal{O} び 規 定 則 は 第 項

(経過措置)

3

特 兀 定 定 \mathcal{O} 手当 項 定 以 を受 る 険 する 員 退職 に 分 た 地 下 同 法 ょ に 介 と け だ 方 号 待 4 手 に に り 例 兀 員 昭 当に 読み \mathcal{O} 終 関 な 第十三条第 V) ょ 公 期 共 団 書 り 項 で わ 規 す さ 和 日 \mathcal{O} 定する 、る条例 職 12 あ 2 兀 数 れ 関 替 に \mathcal{O} 規 た 体又 +を減 る者 えて 規 規 員 業 お 0 す 定 定 定 7 日 る に 九 い \mathcal{O} に 適用 す 雇 が 所 年 第 を 条 就 は 7 じ は 退 + ょ 定給付 改 用 平 法 含 例 職 改正 た る 11 十三条第 項 る 成二十 保険 規 当 手 た 正 律 日 む 第二条第一 する場合を含 (第二号 改 正 後 :第百 該 数分 定 当 t 法 \mathcal{O} 退 職 後 日 に \mathcal{O} 後 施 職 関 に 業安定法 職業安定法 等 九 数 + \mathcal{O} を __ -六号) \mathcal{O} 対 年 E いう。 行 職 す \mathcal{O} 同 項第二号に に 職 項に · 四 月 相当 員 す _ 項 係 \mathcal{O} る 業安定法 部 が 条 る \mathcal{O} む。 日 る 規定す 第 を 以 当 例 新 _ す \mathcal{O} 退 次 部 該 _ 改 る日 職 項 後 第 条 + 日 規定を適用 分 例 لح Œ 以 手 規 12 紹 +に で 八 \mathcal{O} 定する 条 する法 数分 当 規定 三条 (昭和二十二年法 後 る あ 介 第 11 お 限 の二に う。 又 で V 職 る に 十三条第十 り 場 第 あ は ょ \mathcal{O} 7 員 は るも 合 律 同 同 所 同 1) 同 新 た場合 Ü · 二 項 第 四 定給 退職 規定 に 職 条第三項 号 条 平 条第二 業に \mathcal{O} \mathcal{O} 0 例 成二十 12 する 条第 に 規 職 VI 付 附 就 定 て お 項 0 に 日 で 員 則 律 職業紹 八項に 適 11 \mathcal{O} お \mathcal{O} 数 あ 項 第 11 11 (第 (退 第 退職 用 た 九 7 け 例 カコ T 0 \mathcal{O} 兀 百 す 進 五 年 適用 るそ に 規定 職 日 5 7 + 四十 規定 -法律 号に 手 る が 用 介 ょ 同 職 五. す 事 当 \mathcal{O} す ŋ 項 員 た 項 $\hat{\boldsymbol{z}}_{\circ}$ 業 する 第十 \mathcal{O} 者 雇 則 \mathcal{O} \mathcal{O} 号) 支 規 に 用 退 員 規

4